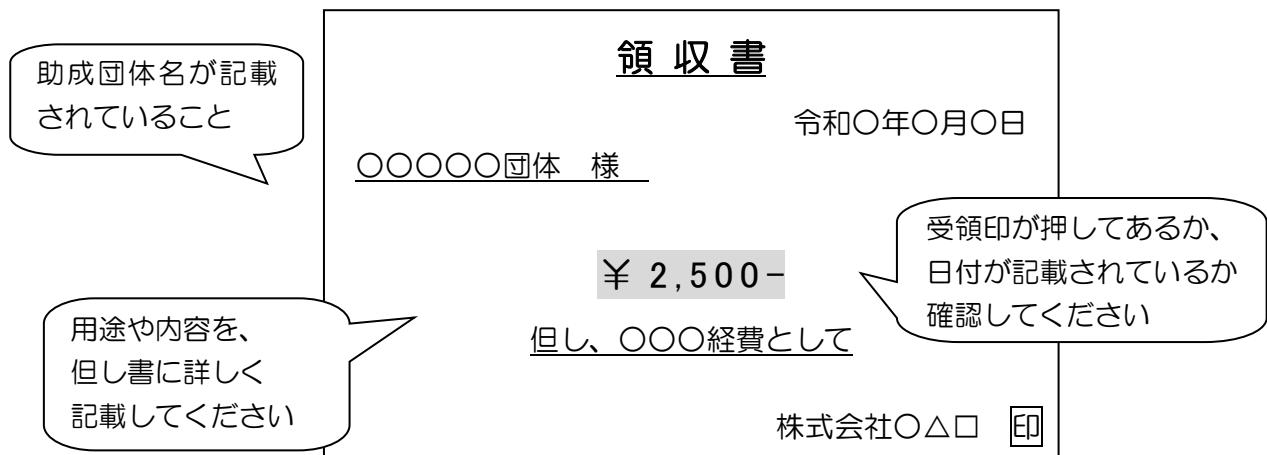


【助成対象経費の基準について】

助成事業経費に関する留意事項

- 1 対象経費は、別表のとおり、事業実施に必要不可欠であり、活動に直接係る経費に限る。
レシート、または領収書の写しがある経費（領収書は宛名、日付、内容、額面が明記されているもの。宛名は団体名であること。）
- 2 次の経費は助成対象外とする。
 - ① 助成対象期間（令和8年4月1日～令和9年2月25日）外に支払った経費
 - ② 専門的な知識・技術を提供する外部講師・指導員以外の人物費・謝金
 - ③ 当協会で実施する他の支援事業との併用
 - ④ 他の助成金を充当する経費
 - ⑤ 飲食にかかる経費（熱中症対策用の飲料等も含む）
 - ⑥ 団体として利用分が明確に示せない通信費（電話代、インターネット利用料金等）、電気、ガス代等
 - ⑦ 単価5万円以上（税込）の備品
 - ⑧ 事業を実施する上で適当でないと認められる経費
 - ⑨ 対象活動に要したことが証明できない経費
- 3 本助成金は、他の助成金との併用は可能ですが、同一経費に対して重複して助成金を交付することはできません。
- 4 活動に係る交通費は支払った金額にかかわらず、最も経済的・合理的な経路で算出された実費額とする。
 - ① 公共交通機関を利用した交通費については、利用者名、利用日、用務、利用区間、利用交通機関、支払金額及び受領印を明記したものを支払証明とする。
 - ② 給油代金は、給油業者発行の領収書、日付、使用目的、区間、移動距離を記載すること。
 - ③ 私用車による旅費は、路程に応じ、1km当たりの定額（@14円）を助成対象とする。
- 5 助成対象経費には、消費税を含む。
- 6 その他、経費について疑義が生じたときは、当事務局に照会すること。



※請求書は、内容や単価、数量などの明細が明記されたものを収取してください。

※請求明細が「一式〇〇円」など、大まかな記載のもの、用途や内容が分からぬ場合、

助成対象外の経費が含まれていることもあり得るため、助成対象外となる場合があります。

●助成対象経費

区分	項目	内容	備考
助成対象経費 (事業に直接係わる経費)	報償費	外部からの講師謝金(2万円／人・日)まで	
	旅費	団体スタッフが活動場所まで要する旅費 (支払った金額にかかわらず実費)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1で申請した事業のみ対象(活動当日、事前下見) ・公共交通機関は実費精算 ・ETC等を利用した場合は、利用証明書もしくはカード会社の請求明細など、内訳のわかるものを添付 ・私用車による旅費は、路程に応じ1キロメートル当りの定額(@14円)を助成対象とする。 ・利用者名、利用日、用務、利用区間、利用交通機関、支払金額及び受領印を明記したものを添付
		外部からの講師等の交通費、宿泊費	
		先進地見学等のための交通費(※1)	(※1)スタートアップ支援助成のみ一人あたり上限10,000円まで助成
	消耗品費	事務用品、用紙代等	当該年度の活動に使用されないものは対象外
	備品購入費	事業を実施する上で必要とされる物品(※2)	<ul style="list-style-type: none"> ・単価5万円未満(税込) ・単価が1万円以上の場合、申請時に見積書を添付 (※2)スタートアップ支援助成のみWeb会議用通信機器も対象
	印刷製本費	配布資料、チラシ等の作成費(※3)	(※3)スタートアップ支援助成のみ会員募集チラシも対象
	送料	広報啓発物の送料	
	保険料	ボランティア活動保険、レクリエーション保険	
	委託費	直接実施することが困難な内容について、特定の作業を専門業者に依頼する経費(活動場所の整備等)	助成申請額の20%の額を上限とする
助成対象外経費	使用料 賃借料	会場・施設使用料(※4) レンタカー、バス借り上げ代 オンラインセミナー開催経費(※5)等	<ul style="list-style-type: none"> (※4)施設利用料が公開されていない場所及び団体・会員が所有している建物(会場)は対象外 (※5)参加者10名以上(主催者除く)のオンラインセミナー等にかかるセミナー開催月の有料アカウント経費(上限1,000円／月)で、準備、打合せ等での利用は対象外
	報償費	会員・スタッフへの報酬、謝金、賃金(人件費)	
	旅費	助成活動に直接関係しない旅費(※6)	(※6)スタートアップ支援助成のみ関係者が集る総会、研修等のスタッフ旅費についても対象
	備品購入費	・単価5万円以上(税込)の備品 ・広報活動時に着用する衣類(ジャンパー等)	
	消耗品費	景品・啓発グッズ	
	印刷製本費	助成活動に直接関係しない印刷費(※7)	(※7)スタートアップ支援助成のみ会員募集のチラシ等についても対象
	送料	会員向けの総会等の送料(※7)	
	食糧費	参加者の飲食代、湯茶、菓子代	
	広告宣伝費	ホームページ作成(※8)	(※8)スタートアップ支援助成のみ対象 ただし作成後は、申請団体で管理・更新ができる
その他	寄付金、諸会費、資格取得に伴う受講料		
	領収書等による支払が明確でない経費		
	事業を実施する上で適当でないと認められる経費		